



2026 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ボードルア  
代表者名 代表取締役社長 富永 重寛  
(コード：4413 東証プライム市場)  
問合せ先 代表取締役 藤井 和也  
(TEL. 03-6807-4525)

団体名 ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー  
代表者名 ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー  
(ジェネラル・パートナー)

**(訂正) ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピーによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」  
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピーは、2026 年 8 月 19 日付で提出した公開買付届出書（2026 年 8 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である同年 8 月 19 日付公開買付開始公告につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 9 月 3 日付で提出いたしました。

これに伴い、2026 年 8 月 19 日付「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 19 日付公開買付開始公告の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（公開買付者）が株式会社ボードルア（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 9 月 3 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026 年 9 月 3 日

各 位

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 団体名  | ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー                    |
| 代表者名 | ビーシーピーイー ネオン ジーピー エルエルシー<br>(ジェネラル・パートナー) |

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 8 月 19 日付で提出した公開買付届出書（2026 年 8 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である同年 8 月 19 日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2026 年 8 月 28 日付で、株式会社ボードルア（以下「対象者」といいます。）の第 4 位株主である小林剛士氏（所有株式数：1,290,000 株、所有割合：3.93%）との間で、同氏が所有する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 9 月 3 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2026 年 8 月 19 日付「株式会社ボードルア（証券コード：4413）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）及び 2026 年 8 月 19 日付公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

## 1. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

### 2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 7 条第 1 項第 13 号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1 株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式 1 株あたりの買付け等の価格を下回る金額である 2,350 円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026 年 8 月 18 日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000 株、所有割合（注 2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000 株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600 株、所有割合：3.73%）

（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約（以下、程島氏との間の株式譲渡契約を「本株式譲渡契約（程島氏）」といい、富永氏、藤井氏及び程島氏のそれぞれとの間の株式譲渡契約を総称して「本株式譲渡契約」といいます。）をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式（以下、「本譲渡株式（程島氏）」といいます。）の全て（合計 17,939,600 株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております（本株式譲渡契約に基づく本創業者株主による対象者株式の譲渡の実行を以下個別に又は総称して「本並行買付け」といいます。）。本株式譲渡契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 8 月 19 日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の「第 1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、3,135,200 株（所有割合：9.55%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（3,135,200 株）は、本基準株式数（32,825,253 株）から、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権（ただし、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在において行使可能である第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権を除きます。）（13,943 個）の目的となる株式数（1,484,800 株）を控除（注 4）した株式数に係る議決権数（313,404 個）に 3 分の 2 を乗じた数（208,936 個、小数点以下を切上げ）に、対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（20,893,600 株）から、本並行買付けにより本公開買付けに係る決済の開始と同時に買付け予定である本日現在の本譲渡株式の数（ただし、本譲渡株式（程島氏）のうち、2026 年 7 月 31 日現在残存する本譲渡予約権（以下に定義します。）の目的となる株式数（181,200 株）を除きます。）を控除した株式数（3,135,200 株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付け及び本並行買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としていところ、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づく本株式併合（下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」の「② 本株式併合」において定義します。以下同じです。）の手段を実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者株式を非公開化するための一連の手段（以下「本スクイズアウト手段」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上を所有することとなるようにするためです。

<中略>

なお、程島氏は、対象者の複数の従業員との間で、2022 年 12 月 28 日付譲渡予約権に関する契約（以下「第 1 回譲渡予約権契約」といいます。）及び 2023 年 9 月 11 日付譲渡予約権に関する契約（以下「第 2 回譲渡予約権契約」といい、第 1 回譲渡予約権契約と併せて「本譲渡予約権契約」と総称します。）を締結しており、本譲渡予約権契約の当事者である対象者従業員（以下、総称して「本譲渡予約権者」といいます。）に対する業績連動型のインセンティブプランとして、対象者株式に係る譲渡予約権（以下、第 1 回譲渡予約

権契約に基づき付与される譲渡予約権（目的となる株式数 77,200 株：所有割合 0.24%）を「第 1 回本譲渡予約権」、第 2 回譲渡予約権契約に基づき付与される譲渡予約権（目的となる株式数 104,000 株：所有割合 0.32%）を「第 2 回本譲渡予約権」といい、第 1 回本譲渡予約権及び第 2 回本譲渡予約権を併せて「本譲渡予約権」と総称します。）を付与しているところ、本譲渡予約権契約においては、本譲渡予約権者が、行使期間が到来し、かつ一定の行使条件を満たした場合に、程島氏に対して、本譲渡予約権を行使することにより、程島氏が保有する対象者株式の一部を一定の価額で本譲渡予約権者に譲渡するよう請求することができる旨が定められております。そして、本株式譲渡契約（程島氏）上、程島氏は、(i) 本譲渡予約権者が、本譲渡予約権を全て行使し、本譲渡予約権の行使により取得した対象者株式の全てを本公開買付けに応募することにつき、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日以内に本譲渡予約権者から事前の書面による承諾を取得し、かつ、公開買付け期間中にかかる応募がなされるよう、最大限努力すること、並びに、(ii) 公開買付け期間中に、行使期間が到来せず、かつ本譲渡予約権の行使条件が成就しないことが見込まれる第 2 回本譲渡予約権（なお、第 1 回本譲渡予約権は、本日現在、既に行使期間が到来しており、かつ行使条件が成就しております。）に係る本譲渡予約権者について、当該本譲渡予約権者が上記 (i) の承諾をすることを条件として、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日以内に、本譲渡予約権契約の変更その他の方法により、当該本譲渡予約権契約に基づく本譲渡予約権の行使条件を撤廃し、当該本譲渡予約権者が、公開買付け期間中に、本譲渡予約権の全てを行使できるようにするため、最大限努力する（ただし、程島氏は、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日目の日の翌日以降は、公開買付け者の事前の書面による承諾のない限り、かかる行使条件の撤廃等を行わないものとする。）ことを行う義務を負っており、また、(iii) (a) 程島氏が公開買付け者に対する本株式譲渡契約（程島氏）に従った本譲渡株式（程島氏）の譲渡を行う日時点で現存する本譲渡予約権の目的となる株式数に相当する対象者株式を、当該譲渡の目的から除外することができる旨及び (b) 本臨時株主総会（下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の基準日において程島氏が所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨が定められております。したがって、仮に、かかる本譲渡予約権契約及び本株式譲渡契約（程島氏）に従い、程島氏が、自ら保有する対象者株式の一部を公開買付け者に対して譲渡せず、保有し続ける場合、公開買付け期間の末日から起算して 10 営業日を確保できる時点までに、本スクイーズアウト手続に係る議案が上程される本臨時株主総会において、当該一部の対象者株式のうち程島氏が行使可能であることが確実に見込まれる第 2 回本譲渡予約権の目的である対象者株式に係る議決権に相当する株式数だけ買付け予定数の下限を引き下げる可能性があります。なお、対象者からの回答によれば、本譲渡予約権者のうち公開買付け者の特別関係者には該当する者はいないとのこと。

（訂正後）

#### ＜前略＞

本公開買付けの実施にあたり、公開買付け者は、法第 27 条の 2 第 1 項但書及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 7 条第 1 項第 13 号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1 株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式 1 株あたりの買付け等の価格を下回る金額である 2,350 円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026 年 8 月 18 日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000 株、所有割合（注 2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000 株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600 株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付け者に譲渡する旨の契約（以下、程島氏との間の株式譲渡契約を「本株式譲渡契約（程島氏）」といい、富永氏、藤井氏及び程島氏のそれぞれとの間の株式譲渡契約を総称して「本株式譲渡契約」といいます。）をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式（以下「本譲渡株式（程島氏）」といいます。）の全て（合計 17,939,600 株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付け者に譲渡する旨を合意しております（本株式譲渡契約に基づく本創業者株主による対象者株式の譲渡の実行を以下個別に又は総称して「本並行買付け」といいます。）。また、公開買付け者は、2026 年 8 月 28 日付で、2026 年 2 月 28 日現在における対象者の第 4 位株主である小林剛士氏（以下「小林氏」といいます。）（所有株式数：1,290,000 株、所有割合：3.93%）との間で、小林氏が所有する対象者株式の全て（以下「本応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小林氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募し、かつ、その後当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した当該株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。

なお、本株式譲渡契約及び本応募契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付け者が 2026 年 8 月 19 日に提出した公開買付け届出書（2026 年 8 月 27 日及び同年 9 月 3 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付け届出書」といいます。）の「第 1 公開買付け要項」の

「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、3,135,200 株（所有割合：9.55%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,135,200 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（3,135,200 株）は、本基準株式数（32,825,253 株）から、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在残存する本新株予約権（ただし、対象者から報告を受けた 2026 年 6 月 30 日現在において行使可能である第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権を除きます。）（13,943 個）の目的となる株式数（1,484,800 株）を控除（注 4）した株式数に係る議決権数（313,404 個）に 3 分の 2 を乗じた数（208,936 個、小数点以下を切上げ）に、対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（20,893,600 株）から、本並行買付けにより本公開買付けに係る決済の開始と同時に買付け予定である 2026 年 8 月 19 日現在の本譲渡株式の数（ただし、本譲渡株式（程島氏）のうち、2026 年 7 月 31 日現在残存する本譲渡予約権（程島氏）（以下に定義します。）の目的となる株式数（181,200 株）を除きます。）を控除した株式数（3,135,200 株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付け及び本並行買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づく本株式併合（下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」の「② 本株式併合」において定義します。以下同じです。）の процедуру実施する際には、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者株式を非公開化するための一連の手續（以下「本スクイーズアウト手續」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立及び本並行買付けの実施後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上を所有することとなるようにするためです。

<中略>

なお、程島氏は、対象者の複数の従業員との間で、2022 年 12 月 28 日付譲渡予約権に関する契約（以下「第 1 回譲渡予約権契約（程島氏）」といいます。）及び 2023 年 9 月 11 日付譲渡予約権に関する契約（以下「第 2 回譲渡予約権契約（程島氏）」といひ、第 1 回譲渡予約権契約（程島氏）と併せて「本譲渡予約権契約（程島氏）」と総称します。）を締結しており、本譲渡予約権契約（程島氏）の当事者である対象者従業員（以下、総称して「本譲渡予約権者（程島氏）」といひます。）に対する業績連動型のインセンティブプランとして、対象者株式に係る譲渡予約権（以下、第 1 回譲渡予約権契約（程島氏）に基づき付与される譲渡予約権（目的となる株式数 77,200 株：所有割合 0.24%）を「第 1 回本譲渡予約権（程島氏）」、第 2 回譲渡予約権契約（程島氏）に基づき付与される譲渡予約権（目的となる株式数 104,000 株：所有割合 0.32%）を「第 2 回本譲渡予約権（程島氏）」といひ、第 1 回本譲渡予約権（程島氏）及び第 2 回本譲渡予約権（程島氏）を併せて「本譲渡予約権（程島氏）」と総称します。）を付与しているところ、本譲渡予約権契約（程島氏）においては、本譲渡予約権者（程島氏）が、行使期間が到来し、かつ一定の行使条件を満たした場合に、程島氏に対して、本譲渡予約権（程島氏）を行使することにより、程島氏が保有する対象者株式の一部を一定の価額で本譲渡予約権者（程島氏）に譲渡するよう請求することができる旨が定められております。そして、本株式譲渡契約（程島氏）上、程島氏は、(i) 本譲渡予約権者（程島氏）が、本譲渡予約権（程島氏）を全て行使し、本譲渡予約権（程島氏）の行使により取得した対象者株式の全てを本公開買付けに応募することにつき、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日以内に本譲渡予約権者（程島氏）から事前の書面による承諾を取得し、かつ、公開買付期間中にかかる応募がなされるよう、最大限努力すること、並びに、(ii) 公開買付期間中に、行使期間が到来せず、かつ本譲渡予約権（程島氏）の行使条件が成就しないことが見込まれる第 2 回本譲渡予約権（程島氏）（なお、第 1 回本譲渡予約権（程島氏）は、2026 年 8 月 19 日現在、既に行使期間が到来しており、かつ行使条件が成就しております。）に係る本譲渡予約権者（程島氏）について、当該本譲渡予約権者（程島氏）が上記 (i) の承諾をすることを条件として、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日以内に、本譲渡予約権契約（程島氏）の変更その他の方法により、当該本譲渡予約権契約（程島氏）に基づく本譲渡予約権（程島氏）の行使条件を撤廃し、当該本譲渡予約権者（程島氏）が、公開買付期間中に、本譲渡予約権（程島氏）の全てを行使できるようにするため、最大限努力する（ただし、程島氏は、本株式譲渡契約（程島氏）締結日から 15 営業日目の日の翌日以降は、公開買付者の事前の書面による承諾のない限り、かかる行使条件の撤廃等を行わないものとする。）ことを行う義

務を負っており、また、(iii) (a) 程島氏が公開買付者に対する本株式譲渡契約（程島氏）に従った本譲渡株式（程島氏）の譲渡を行う日時点で現存する本譲渡予約権（程島氏）の目的となる株式数に相当する対象者株式を、当該譲渡の目的から除外することができる旨及び (b) 本臨時株主総会（下記「3. 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の基準日において程島氏が所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨が定められております。また、小林氏は、対象者の複数の従業員との間で、2022年12月28日付譲渡予約権に関する契約（以下「第1回譲渡予約権契約（小林氏）」といいます。）及び2023年9月11日付譲渡予約権に関する契約（以下「第2回譲渡予約権契約（小林氏）」といい、第1回譲渡予約権契約（小林氏）と併せて「本譲渡予約権契約（小林氏）」と総称し、本譲渡予約権契約（程島氏）及び本譲渡予約権契約（小林氏）を「本譲渡予約権契約」と総称します。）を締結しており、本譲渡予約権契約（小林氏）の当事者である対象者従業員（以下、総称して「本譲渡予約権者（小林氏）」といい、本譲渡予約権者（程島氏）と併せて「本譲渡予約権者」と総称します。）に対する業績連動型のインセンティブプランとして、対象者株式に係る譲渡予約権（以下、第1回譲渡予約権契約（小林氏）に基づき付与される譲渡予約権（2026年7月31日現在残存する譲渡予約権の目的となる株式数78,000株：所有割合0.24%）を「第1回本譲渡予約権（小林氏）」、第2回譲渡予約権契約（小林氏）に基づき付与される譲渡予約権（2026年7月31日現在残存する譲渡予約権の目的となる株式数84,800株：所有割合0.26%）を「第2回本譲渡予約権（小林氏）」といい、第1回本譲渡予約権（小林氏）及び第2回本譲渡予約権（小林氏）を併せて「本譲渡予約権（小林氏）」と総称します。また、本譲渡予約権（程島氏）及び本譲渡予約権（小林氏）を「本譲渡予約権」と総称します。）を付与しているところ、本譲渡予約権契約（小林氏）においては、本譲渡予約権者（小林氏）が、行使期間が到来し、かつ一定の行使条件を満たした場合に、小林氏に対して、本譲渡予約権（小林氏）を行使することにより、小林氏が保有する対象者株式の一部を一定の価額で本譲渡予約権者（小林氏）に譲渡するよう請求することができる旨が定められております。そして、本応募契約上、小林氏は、(i) 本譲渡予約権者（小林氏）が、本譲渡予約権（小林氏）を全て行使し、本譲渡予約権（小林氏）の行使により取得した対象者株式の全てを本公開買付けに応募することにつき、2026年9月8日までに本譲渡予約権者（小林氏）から事前の書面による承諾を取得し、かつ、公開買付け期間中にかかる応募がなされるよう、最大限努力すること、並びに、(ii) 公開買付け期間中に、行使期間が到来せず、かつ本譲渡予約権（小林氏）の行使条件が成就しないことが見込まれる第2回本譲渡予約権（小林氏）（なお、第1回本譲渡予約権（小林氏）は、本日現在、既に行使期間が到来しており、かつ行使条件が成就しております。）に係る本譲渡予約権者（小林氏）について、当該本譲渡予約権者（小林氏）が上記(i)の承諾をすることを条件として、2026年9月8日までに、本譲渡予約権契約（小林氏）の変更その他の方法により、当該本譲渡予約権契約（小林氏）に基づく本譲渡予約権（小林氏）の行使条件を撤廃し、当該本譲渡予約権者（小林氏）が、公開買付け期間中に、本譲渡予約権（小林氏）の全てを行使できるようにするため、最大限努力する（ただし、小林氏は、2026年9月9日以降は、公開買付け者の事前の書面による承諾のない限り、かかる行使条件の撤廃等を行わないものとする。）ことを行う義務を負っており、また、(iii) (a) 小林氏が本公開買付けへの対象者株式の応募を行う日時点で現存する本譲渡予約権（小林氏）の目的となる株式数に相当する対象者株式を、本公開買付けに応募しないことができる旨及び (b) 本臨時株主総会の基準日において小林氏が所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合に関連する議案に賛成する旨が定められております。したがって、仮に、かかる本譲渡予約権契約（程島氏）及び本株式譲渡契約（程島氏）に従い、程島氏が、自ら保有する対象者株式の一部を公開買付者に対して譲渡せず、保有し続ける場合、又はかかる本譲渡予約権契約（小林氏）及び本応募契約に従い、小林氏が、自ら保有する対象者株式の一部を本公開買付けに応募せず、保有し続ける場合、公開買付け期間の末日から起算して10営業日を確保できる時点までに、本スクイズアウト手続に係る議案が上程される本臨時株主総会において、当該一部の対象者株式のうち程島氏及び小林氏が行使可能であることが確実に見込まれる第2回本譲渡予約権（程島氏）及び第2回本譲渡予約権（小林氏）の目的である対象者株式に係る議決権に相当する株式数だけ買付予定数の下限を引き下げ可能性があります。なお、対象者からの回答によれば、本譲渡予約権者のうち公開買付者の特別関係者には該当する者はいないとのことです。

## Ⅱ. 2026年8月19日付公開買付開始公告

### 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格を下回る金額である2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026年8月18日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000株、所有割合（注2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式の全て（合計17,939,600株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格を下回る金額である2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026年8月18日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000株、所有割合（注2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式の全て（合計17,939,600株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております。また、公開買付者は、2026年8月28日付で、2026年2月28日現在における対象者の第4位株主である小林剛士氏（以下「小林氏」といいます。）（所有株式数：1,290,000株、所有割合：3.93%）との間で、小林氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結し、小林氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募し、かつ、その後当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した当該株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。

<後略>

以 上